

< 論 説 >

低価法の本質と時価の選択に関する現代的解釈

鈴木 惇 矢
田 中 弘

目 次

- 序 章 棚卸資産会計の課題
- 第1章 低価法の本質
 - 第1節 低価法の系譜
 - 第2節 資産評価説
 - 第3節 保守主義説
 - 第4節 原価配分説
- 第2章 低価評価損の本質とその処理
 - 第1節 低価評価損の本質
 - 第2節 切放し低価法と洗替え低価法
- 第3章 低価法における時価概念
 - 第1節 正味売却価額
 - 第2節 再調達原価
 - 第3節 正味売却価額マイナス正常利益
- 第4章 結論
 - 第1節 「収益性の低下」と時価概念
 - 第2節 期間損益計算の目的と低価法上の時価
 - 第3節 本稿の総括

序 章 棚卸資産会計の課題

本稿は、企業が期末に所有する棚卸資産（商品、製品、原材料、部品、仕掛品など）について適用される「低価法（低価主義）」の本質と、その本質に基づく場合の「時価」について検討するものである。

低価法は、会計の歴史と同じくらい古いテーマであるが、時には保守主義の適用と言われたり、時には部分的な時価主義と解されたり、棚卸資産原価の期間配分の方法であると解釈されたり、多様な解釈がされてきた。本稿では、そうした解釈の歴史的な経緯や背景を紹介しつつ、今日の解釈について検討を加えるものである。

棚卸資産の場合、会計上、2つの課題がある。1つは当期中に販売した棚卸資産の原価（売上原価、製造原価）を決めることと、もう1つは期末に残存する棚卸資産の貸借対照表価額を決める問題である。

米国公認会計士協会 (AICPA) の会計研究公報 (ARB) 第43号では、「一定時点における棚卸資産たる物品の会計において、その主たる目的は、正しい実現利益を決定するために、収益に対する適当な費用を対応せしめることにある。したがって、一定日における棚卸資産は棚卸資産原価のうち当該期間の収益と吸収された原価との対応のうちに手もとに残留する物品に割当られるべき原価の残高である。」(武田隆一, 1987, 69頁より引用)

つまり、棚卸資産の期末評価とは、期中に費消・販売された棚卸資産の原価と期末に残っている在庫の原価を決めることをいい、これを棚卸資産の原価配分というのである。

本稿のテーマとする低価法は、期末に残存する棚卸資産の貸借対照表価額を決めるものであるが、そこで行われる棚卸資産の期末評価は、(1)数量計算、(2)金額計算、(3)棚卸減耗損の計算、(4)収益性の低下による簿価の切り下げといった多くの段階を経て行われる。低価法は最後の(4)における簿価切下げである。

従来、低価法は、正常な状態の棚卸資産に対して適用するものであり、品質低下品等に対しては、期末において、別途、評価しなおして評価損を計上してきた。

しかし、平成18年7月5日に公表された企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(以下「棚卸資産会計基準」とする)では、期末に残存する在庫のすべて(正常品も品質低下品も含めて)について、期末の「正味売却価額」(これまでの正味実現可能価額と同じ)で評価する。この方法によれば、従来の低価法による評価損と品質低下品等の評価損は区別されない。

棚卸資産会計基準では、こうした処理をする理由として、次の点を挙げている。

「これまでは、品質低下・陳腐化評価損と低価法評価損の間には、その取扱いに明確な差異がみられた。しかし、発生原因は相違するものの、正味売却価額が下落することにより収益性が低下しているという点からみれば、会計処理上、それぞれの区分に相違を設ける意義は乏しいと考えられる。」(棚卸資産会計基準第39項)

品質低下品などについては、理論的には、こうした資産を、「欠陥の生じている状態で再調達すると仮定」して計算した原価(再調達原価)をもって期末資産価額としてきた。傷が付いている商品なら、同じようなキズ物を取得するとすれば、いくらで調達できるか、これを期末評価額とするのである(田中弘, 2007, 340頁参照)。

従来の低価法が投下資本の回収を目的とし、時価を使って当期との収益に対応させるべき原価と次期に繰り越すべき原価を配分するのに対して、品質低下品の場合は、取得原価の再計算を行うために同じ時価でも調達しなおしたらいくらで調達できるかという「再調達原価(取替時価)」を使って期末評価額を決めるのである。しかしながら、そうした金額を推定することは、困難である。キズ物や陳腐化品の市場などはないので、仮に推定したところで、客観的な数値とはならない。そのため、実務では、損傷・陳腐化品を売却したらいくらになるか(正味実現可能価額)を計算し、これを期末の評価額としてきたのである(田中弘, 2007, 340頁参照)。

棚卸資産はこのように、棚卸資産会計基準では、(1)数量計算、(2)金額計算の後、時価を調べ、正常品も品質低下品も同じくこの時価の金額が簿価を下回っているときに評価損を計上するのである。

この一連の流れが棚卸資産会計の課題である。

本稿では、この期末在庫の仕入れ原価と時価とを比べて評価損を計上する場合の会計処理である低価法の本質と、そこで適用される時価の概念に焦点を当てて論証を行っていく。

最初に、本稿が結論として導くものを示しておく。

低価法の本質については、①資産評価説、②保守主義説、③原価配分説という3つの解釈がなされてきた。

①資産評価説では、評価損の計上はするものの、評価益（未実現利益）の計上はしないという点で首尾一貫性がなく、現代の会計では除外される。

また、②保守主義説は、次期への影響を考えた場合において、評価損として計上した価額が回復した場合に次期に過大な利益を生み出すという点で、保守的な結果を生まない場合も考えられるため、妥当とはいえない。

③原価配分説では、低価法とは、棚卸資産の価値が下がった場合に、その効用を失った部分を損失とみなし、評価損を計上する方法である。これが本稿の結論である。

低価法における時価概念には、①正味売却価額、②再調達原価、③正味売却価額マイナス正常利益という3つの概念がある。

棚卸資産会計基準では、帳簿価額の切り下げについて、「収益性の低下」が根拠として挙げられている。ここで「収益性」とは、本来は「収益力（もうける力）」を示すものである。

よって、基準の根拠「収益性」を前提とする低価法上の時価は、次期に利益（もうけ）をもたらすことのできる「正味売却価額マイナス正常利益」が妥当であると考えられる。

しかし、棚卸資産会計基準では、低価法上の時価として正味売却価額が用いられている。

棚卸資産会計基準が、低価法の強制適用（簿価の切り下げ）を「収益力の低下」として捉えているのか、それとも、「投下資本の回収」と捉えているのか、基準では明らかにされていない。

現代会計の役割である「期間損益計算」の目的から考えると資産の原価配分とは投下資本の回収を目的としていることは明らかである。

よって、現代の会計においては「次期において回収が可能な額」つまり「正味売却価額」が時価として使用されるべきである。

つまり、棚卸資産会計基準において用いられている低価法上の時価の「正味売却価額」は、現代会計の役割である「期間損益計算」と整合性がとれているものと考えられる。

また、再調達原価は、正味売却価額（販売市場の価額）が分からないものについて、例外的に使用されるものと考えられるべきである。

本稿で取り上げる「低価法における時価概念」については、棚卸資産会計基準の今後の問題と

されるべき課題であろう。

第1章 低価法の本質

低価法は長い歴史を持つことから、時代によって異なる目的が付与されたり、異なる解釈がなされてきた。つまり、低価法は、「時価を使う」ことから、その本質が、一定の条件を満たしたときに行う資産の「時価評価」であるとする解釈が生まれ、また、「評価損だけを計上する」ことから、「保守主義を適用したもの」とする解釈が生まれている。さらに、結果から見て、「資産の原価が各期に配分される」ことから、棚卸資産原価の期間配分法とする解釈もあるのである(田中弘, 2007, 304頁参照)。

ここで挙げられたように、低価法は歴史的に見て、

- ①資産評価説
- ②保守主義説
- ③原価配分説

という、この3つの解釈がなされてきた。

本章においては、まず、低価法の系譜を紹介した上で、以上の3つの低価法の解釈を取り上げその本質を検討していきたい。

第1節 低価法の系譜

低価法をもって資産の評価方法とする解釈は比較的古い時代のものである。番場嘉一郎教授は古い時代の低価法は「時価主義の例外をなす評価原則」であったとして次のように述べている。

「低価主義は時価主義の例外をなすと論じられ、あるいは原価主義の例外をなすと論じられる。貸借対照表が財産表示を目的とすると考えられた時代の評価原則は時価主義であり、したがって低価主義は時価主義の例外をなす評価原則であった。」(番場嘉一郎, 1963, 866頁)

その後、財産表示の見地が後退して、原価主義貸借対照表が作成されるようになってからも、「原価が時価をこえていることは債権者による立場からすれば妥当でないという理由から、低価主義は依然として支持された」(番場嘉一郎, 1963, 866頁)という。

渡辺進教授は、低価法は期間損益計算思考が未だ充分に発達していなかった時代の保守主義をベースとしたものであるとして次のように述べている。

「棚卸資産は債務の支払能力を裏付ける有力な担保物件と目され、それは当然保守的に評価されるべきものであった。」(渡辺進, 1960, 35頁)

ところが、損益計算的見地が支配的になるにつれて、債務弁済能力と投資の望ましさを判断する尺度として損益計算書が認識され、銀行、その他の債権者、経営者および株主の関心は益々損益計算書に移っていた。その関心は、一定期間の損益計算書に対してではなく収益力の傾向を示す一連の損益計算書に対して示された。

このために低価主義が本当に保守的であるかどうかに関して疑問が出されるようになってきた(関口重之, 1957, 20 頁参照)。

また、高瀬央准教授は、低価法について、棚卸資産の原価配分の過程の1つの段階としてみなすことができる(高瀬央, 2006, 32 頁参照)として「原価配分」の考え方をとっている。

以上、低価法の系譜を概観してきたように、低価法は歴史的には、「資産評価」を本質とするという解釈から「保守主義」説へ、さらに、今日的な「原価配分」説へと、本質観が変わってきた。以下、この3つの本質観について検討し、それぞれの本質観によってとるべき時価概念は何か考えるベースにしたい。

第2節 資産評価説

最初に、低価法の本質における解釈の1つである、資産評価説について検討する。

不破貞春教授は、財産目録計算の立場からの低価主義を次のように解釈している。

「(低価主義は棚卸資産等の期末有高の評価方法のひとつであり) いわゆる財産目録計算に関連し、そこに端を発し、いまなお資産評価原則のひとつとしてのみ意味のみとめられるものである。」(不破貞春, 1959, 56 頁)

また、番場教授は、時価主義の立場から低価主義を解釈する説を次のように紹介している。

時価主義の立場からすると、棚卸資産の評価額は貸借対照表日における時価(売却時価)であるべきであり、評価はすべて時価によることが建前となる。しかし、時価をとると評価益が計上される可能性が大きい。そこで実現主義との妥協として、時価が上昇した時も時価以下の原価で評価することを差支えないものとした。これが時価主義を基調とする低価主義であった(番場嘉一郎, 1960, 42 頁参照)。

以上、低価主義の本質を時価主義の観点から、あるいは資産評価の観点から解釈する説をみてきたが、原価よりも時価が上昇した場合に評価益を出さない、つまり、「含み益」である未実現利益を計上しないということを考えると、低価法を資産評価の方法とする解釈は、首尾一貫性を持ちえない。そうした事情から今日では、低価法の解釈として「資産評価説」は支持されていない。

第3節 保守主義説

次に、低価法の本質に関する解釈の1つである、保守主義説について検討する。

保守主義とは、「予想損失は早めに計上し、予想利益は計上しない」という考え方で、「会計処理において、利益が最も少なくなる方法をとることを指示している。」と言われる。

上にも記したように、低価法の本質に関する保守主義説は、伝統的な解釈の仕方でもある。

武田隆一教授は、低価法が適正な期間損益計算を行う目的とする企業会計本来の立場からは是認される理論的なものではなく、保守的思考に基づいて、「予想される損失に備えて企業財政の

健全を期待する立場からは認められる」(武田隆一, 1987, 70頁)のものであるとして次のように言う。

「企業財政の健全を期待するという企業会計固有の保守的会計思考から、次期に繰越される未費消原価を予想による回収可能原価に意識的に修正することを意図しているものである。」(武田隆一, 1987, 70頁)

また古賀智敏教授も、低価法は保守主義に立脚するとして次のように述べている。

「収益性の低下の有無をどのように判断するかは各資産の投資の回収形態によって異なるものの、いずれも資産の下向的評価替を伴う点で共通性をもつ。これは、近年の会計研究における保守主義会計の議論の高まりとも符合するものである。」(古賀智敏, 2006, 29頁)

しかしながら、低価法は次期において非保守的な結果をもたらすこともある。

例えば、評価損を計上した後、時価(売価)が回復した場合には、当期に計上した評価損がそのまま次期の利益の増加として跳ね返ってくる。つまり、低価法は当期にとって保守的であっても、次期以降には非保守的な結果を招くおそれがあるのである。

保守主義が「企業の財政状態に不利な影響を及ぼすおそれ」に対して健全な会計処理を要求するものであるとすれば、こうした次期に多額の利益が計上される(次期にとっては、単なる計算上の利益が増加するにすぎない)ような低価法こそ反対されるべきであるといえるであろう(田中弘, 2007, 305頁参照)。

今日の会計はゴーイング・コンサーン(継続企業)を前提とした期間損益計算を行っているものであり、そこで低価法を適用すれば、いつも保守的な結果を招くとは限らないのである。そう考えると、低価法は、保守主義の立場から一貫して説明することは困難である。

第4節 原価配分説

以上の検討の結果、低価法の本質を「資産評価説」または「保守主義説」によって説明することが困難であることが明らかになった。本節では、低価法の本質を「原価配分説」という観点から検討する。

原価配分説によれば、低価法は、減価償却と同じく、棚卸資産の原価をその使用期間にわたって配分する方法である。

この解釈の下では、低価法は、あくまでも、資産としての効用(または回収可能性)を失った原価部分を切り捨てて、当期の費用として計上するときに、切り捨てる原価部分を、「時価をものさしとして」決めているにすぎない(田中弘, 2007, 307頁参照)。

効用を失った部分を測定する方法は他にもある。例えば、経営者の経験や勘によって測る方法もある。しかし、なぜ時価を「ものさし」として使うのかは、経営者の主観によって決めるよりも、客観的なものさしで決める方がよいからにすぎない。時価は、このさい、「残存有効原価(または、残存有用原価)」を測定する「ものさし」として使われるのであり、資産の評価基準と

して使われるのではない。

また、高瀬准教授も低価法の本質について、費用性資産の原価配分の一過程を担うものであると捉え、次のように言う。『すでに役立ったもの』と『まだ役立っていないもの』との配分だけでなく、さらに『役立ってはいないが役立ちを失ったもの』を把握するものとしてその意義をみいだしうる。」(高瀬央, 2006, 36 頁)

高瀬准教授の述べている「役立ってはいないが役立ちを失ったもの」とは、期末時点において残存している棚卸資産のうち、未だ収益(成果)を獲得しておらず、本来は次期に繰り越されるべきもので、陳腐化や品質低下などの理由により効用部分を失ったものをいう。

これらの手続きにより切り下げられた簿価は、「取得原価を上限とした、『まだ役立っていないもの』である、『回収可能原価(有効原価)』としての意味をもつことになる。」(高瀬央, 2006, 36 頁)

番場教授も、最近の傾向として低価主義がもっぱら損益計算の立場から根拠づけられることを指摘している。

「低価法は、効用を失った原価部分を棚卸資産の販売に先立って切り捨てることを要求する原価配分原則だというのが今日の解釈である。」(番場嘉一郎, 1963, 43 頁)

また、渡辺教授も棚卸資産の期末評価について、貸借対照表に計上される棚卸資産価額は、その換金価値によって評価されるのではなく、棚卸資産原価の期間的配分の結果として決定されるとしている。つまり「棚卸資産原価のうち当期の収益に適正に賦課することのできる部分を賦課して後に残る『残留原価』であるとして理解される。」(渡辺進, 1960, 35 頁)

以上の検討の結果、低価法というのは、今日では資産原価の期間配分法であるという解釈が支配的になっている。他の解釈では低価法をうまく説明できないからである。

第2章 低価評価損の本質とその処理

第1節 低価評価損の本質

上述したように、従来、低価法は、正常な状態の棚卸資産に対して適用し、品質低下品等に対しては、期末において別途、評価しなおして評価損を計上してきた。前者は「低価評価損」として、後者は「棚卸評価損」として損益計算書上、別記されていた。

しかし、棚卸資産会計基準の論点整理では、「低価法の論拠を収益性の低下という観点から捉えても、低価法評価損と品質低下・陳腐化評価損の間には、生ずる原因の相違が存在することから、両者で損益計算書の計上区分が異なっても、それは経済実態が異なることに起因するものである。」という意見があることを紹介した上で、しかし、実務上は特に低価法評価損と陳腐化評価損を明確に区別することはできず、低価法評価損の中に陳腐化評価損が含まれてしまうケースも多いと思われるために、損益計算書における両者の計上区分を同じにすべきという意見や、品質低下評価損についても、実務上、低価法評価損や陳腐化評価損との区別が困難な場合もあるこ

とから、損益計算書におけるこれらの計上区分を同じにすべきという意見もあることを紹介している(棚卸資産会計基準 論点整理 2005)。

こうした議論を検討した結果、棚卸資産会計基準では、低価法による評価損と品質低下による評価損を区別せずに、期末に残存する在庫のすべて(正常品も欠陥品も含めて)について「正味売却価額」で評価することにした。

要するに、経済的な劣化(陳腐化)による収益性の低下と、市場の需要の変化に基づく正味売却価額の下落による収益性の低下は、実務上必ず明確にできないことを根拠に2つの評価損について区別しないことになったのである。

棚卸資産会計基準では、従来の低価評価損と品質低下等の損失を区別しないことになったために、評価損の会計処理を次のようにすることになっている。

まず、販売目的で保有する棚卸資産の収益性が低下した場合の簿価の切り下げ額については、「販売活動を行う上で不可避免的に発生したものであるため、売上高に対応する売上原価として扱う」(棚卸資産会計基準第62項)ことにしている。

製造目的で保有する原材料等にかかる簿価切り下げ額については、「例えば品質低下に起因する簿価切下額など製造に関連し不可避免的に発生すると認められるものについては、製造原価として処理」(棚卸資産会計基準第17項)することになっている。ただし、以上のような場合であっても、簿価切り下げ額の金額が小さい時には、売上原価で計上することも認められている。

低価評価損を「売上原価」に算入するのは、棚卸資産の評価損を売上原価に含めるのは、これを、売上収益と直接対応させるべき費用(つまり売上原価)の一種と見るからである。「収益費用対応の原則」を適用するものである。

棚卸資産会計基準では、「販売活動を行う上で不可避免的に発生」とか、「製造に関連し不可避免的に発生」ということを言っている。営業上、または製造上避けられない不可避のコストを売上原価または製造原価に含めるという処理について、企業は営業を継続的に行う上で、一定量の在庫を保有していなければならない、そうした必須の在庫に生じた価格変動(時価下落)による損失は、営業を行う以上、避けられないコストである。よって営業収益(売上収益)に直接賦課するべきであると考えるのである。

一方で、低価評価損を売上原価には計上するべきではない、という意見もある。

例えば、渡辺教授は、売上原価とは収益を獲得するために犠牲にされた棚卸原価を意味するべきであるとして、「期末棚卸品の時価の低落による未実現損失は当期の売上収益の稼得に何等貢献していないものであるから、低価主義の適用による評価損は売上原価を構成する要因ではない。」(渡辺進, 1960, 40項)としている。

また、飯野利夫教授も低価主義による評価損は、売却されてしまった商品や仕入原価のように売上高に直接対応するものではなく、販売費や一般管理費と売上高との間にみられるような関係は存在しないと、「損益計算的には、売上総利益や営業利益を算定する場合の要素にはなり

得ず、したがって売上高に負担させ得ないのはいうまでもない。」(飯野利夫, 1954, 73 頁)と主張している。

低価評価損を、売上原価、または製造原価に含めないとすると、計上されうる科目は、販売費及び一般管理費、営業外費用、特別損失のいずれかでなければならない。

棚卸資産基準では、販売費として表示する会計処理を認めていない。それは次のような理由からである。

「簿価切下額が、販売促進に起因する場合には販売費として表示することが考えられるが、本会計基準では当該会計処理を示していない。これは、当該会計処理を認めた場合には、販売促進に起因するという意味を拡大解釈し、本来販売費として処理すべきではない簿価切下額についても販売費とするような濫用のおそれがあるという、公開草案に寄せられた意見を踏まえたものである。」(棚卸資産会計基準第 63 項)

また棚卸資産会計基準では、収益性の低下に基づく簿価の切り下げ額が、①重要な事業部の廃止②災害損失の発生のような「臨時の事象に起因し、かつ、多額であるときには、特別損失に計上する。」(棚卸資産会計基準第 17 項)としている。これは、いわゆる「当期の収益獲得に貢献していない」つまり「原価性のない」評価損とみているのである。

ところで、大蔵省企業会計審議会が公表した、連続意見書第 4 (昭和 37 年)では、低価評価損について、「原価性のあるものは製造原価、売上原価又は販売費に含め、原価性のないものは営業外費用項目又は利益剰余金修正項目とする。」としており、評価損の処理を、原価性の有無によって分けている。ここで、「利益剰余金修正項目」と呼んでいるのは、現在の「特別損益」のことである。

連続意見書第 4 は、低価評価損のうち原価性のあるものは製造原価、売上原価または販売費に計上し、原価性のないものは特別損失に計上することを指示していたのである。

この低価評価損と原価性の有無についてであるが、低価評価損とはまず「正常な評価損」つまり、当期の収益確保に貢献したものと「臨時・異常な評価損」つまり、当期の収益確保に貢献していないものに分けられ、前者は「原価性がある」後者は「原価性がない」といった扱い方をされる。この「原価性のある」ものに関して、「売上原価の内訳項目」また、販売活動の円滑化に不可避と見られるものについては「販売費」とされるとしている。一方「原価性のない」ものについては、金額の大小により「営業外費用」(金額が小さいもの)または「特別損失」(金額が大きいもの)に計上される(田中弘, 2007, 344 頁参照)。

第 2 節 切放し低価法と洗替え低価法

本稿ではこれまで、低価法の本質を「原価配分」だと論じてきた。

次に考えるべき問題は、計上した評価損を、翌期首にどう取り扱うかということである。翌期首の会計処理には、「切放し法」と「洗替え法」の 2 つがある。

切放し低価法とは、期末に評価替えして出した評価損を損益計算書に計上し、当期末と次期の期首貸借対照表に記載する棚卸資産価額は、評価減された後の金額とするものである。評価減後の金額が、以後、この棚卸資産にとっての「原価」となる。

一方、洗替え低価法とは、期末時点において、いったん評価損を計上し、当期末の貸借対照表に記載する棚卸資産評価額を評価減された後の金額とする点では、切放し低価法と同じであるが、次期の期首においてその評価損を取り消し貸借対照表価額を元の原価に戻す方法である。この方法によると、当期に一度損失が計上され、次期にその損失が取り消される。

棚卸資産会計基準においては、洗替え法と切放し法の両方を認めている。その論拠について次のように述べている。

「洗替え法を採用した場合であっても、正味売却価額の回復がなければ、戻入額と同額以上の簿価切下額が期末に計上されるため、損益に与える影響は切放し法による場合と変わらない。」(棚卸資産会計基準第58項)

「切放し低価法」を認める根拠について、棚卸資産会計基準では次のように述べている。

「収益性の低下に基づき過大な帳簿価額を切り下げ、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理において、いったん費用処理した金額を正味売却価額が回復したからといって戻し入れることは、固定資産の減損処理と同様に、適切ではないという考え方がある。この場合、評価性引当金により費用処理を間接的にを行っているのであれば、見積りの変更により戻し入れるが、直接的に帳簿価額を切り下げる場合は切放し法が整合的であるとされる。」(棚卸資産会計基準第57項)

また、「洗替え低価法」を認める根拠として棚卸資産会計基準では、次のように言っている。

「固定資産の減損処理においては損失発生の可能性の高さを要件とするのに対し、棚卸資産における収益性の低下は、期末における正味売却価額が帳簿価額を下回っているかどうかによって判断するため、簿価切下額の戻入れを行う洗い替え法の方が、戻入れを行わない切放し法に比して、正味売却価額の回復という事実を反映するため、収益性の低下に着目した簿価切下げの考え方と整合的であるという考え方がある。」(棚卸資産会計基準第56項)としている。

一度計上した評価損を次期に取り消す理由だが、低価法による損失は未だ実現していない。このために、損失が販売によって実現するまで、実質的な損失を計上しないということである。ここで、「実現していない」というのは、損失が確実にない、確定していない、場合によっては時価が上昇して損失が取り消されることもありうるという意味である。会計ではこうした状況を「未実現」と呼んでいる(田中弘, 2007, 313頁参照)。

なぜこうした面倒なことをするのであろうか。考えられるのは、次の2点である。

①流動性の計算

②過度の保守主義にならないようにすること

①の流動性の計算とは、債務弁済能力の判断をする際、できるだけ正確な流動比率や当座比率

の計算をすることが必要である。期末の貸借対照表において流動資産（特に棚卸資産）を時価で表示することでこの判断ができると考えるのである（田中弘，2007，313頁参照）。

しかしながら，本稿でもしばしば述べてきたように低価法というのは，原価配分の方法である。資産の評価方法ではない。したがって，低価法により計上される評価損は，取得原価のうち効用を失った部分を期間費用とするものであり，資産に戻ってくることはない。そのことから考えると，低価法には「切放し低価法」しかなく，「洗替え低価法」は，低価法を誤用したものだとしか言いようがない。

また，番場教授も低価法は棚卸資産原価を期間配分する一種であると捉えており，「すでに前期の費用に配分した原価を再び当期の原価として取り上げることは原価配分の本義に反する。」（番場嘉一郎，1963，924-925頁）と述べている。

よって，計上した評価損が翌期に一部資産化されるといった不合理がないという点で，切り下げられた簿価をそのまま翌期首に使っていく，「切放し低価法」の方が理論的に優れていると考えられる。

第3章 低価法における時価概念

低価法において使う時価として，いかなる時価をとるかについては，会計の歴史上，多くの論争があった。最近では，資産の評価基準として論じるものではなく，いかに「効用を失った原価部分（費用とする）と残存有効原価（次期に繰り越す資産の価額）」に分けるか，つまり，原価配分の議論であった（田中弘，2013，243頁参照）。

第2章で論証したように，低価法の本質は棚卸資産原価の期間配分である。そこでは，時価を「ものさし」として，当期の収益に負担させるべき原価部分と次期以降の収益に賦課する効用残存部分に分けようとするのである。

そこで「ものさし」として使われる時価として，ある論者は，取替原価（再調達原価）を使うことを主張し，ある論者は，正味売却価額（売価），または正味売却価額マイナス正常利益を使うことを主張している。

以下本章においては，低価法で用いられる時価概念として，

- ①正味売却価額
- ②再調達原価
- ③正味売却価額マイナス正常利益

についてそれぞれ検討していくこととする。

第1節 正味売却価額

棚卸資産会計基準では，正味売却価額を次のように説明している。

正味売却価額とは，「売価（購買市場と売却市場とが区別される場合における売却市場の時

価) から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除したもの」(棚卸資産会計基準第5項) である。

棚卸資産会計基準では、連続意見書第4で用いられた「正味実現可能価額」という用語に代えて、「正味売却価額」という用語を用いている。

これは、「実現可能という用語は不明確であるという意見や、『固定資産の減損に係る会計基準』において正味売却価額を用いていることとの整合性に配慮したもの」(棚卸資産会計基準第33項) だという。ただし、基準では正味実現可能価額と正味売却価額を同じ意味で用いている。

棚卸資産会計基準が、正味売却価額を時価とする理由は次のとおりである。

「棚卸資産への投資は、将来販売時の売価を想定して行われ、その期待が事実となり、成果として確定した段階において、投資額は売上原価に配分される。このように最終的な投資の成果の確定は将来の販売時点であることから、収益性の低下に基づく簿価切下げの判断に際しても、期末において見込まれる将来販売時点の売価に基づく正味売却価額によることが適当であると考えられる。」(棚卸資産会計基準第41項) からである。

棚卸資産会計基準では、棚卸資産を販売することによって投下資本の回収を図るため、「正味売却価額が帳簿価額よりも低下しているときには、収益性が低下しているとみて、帳簿価額を正味売却価額まで切り下げることが他の会計基準における考え方とも整合的である」(棚卸資産会計基準第40項) と考えている。

低価法において「正味売却価額」を時価とする根拠は次の3つである(田中弘, 2013, 257頁参照)。

- ①正味売却価額は当該資産の資金の転化可能額を示している。
- ②正味売却価額で次期に繰り越せば、次期に損失が計上されない。
- ③正味売却価額は資金の回収可能原価を示している。

正味売却価額の長所は、自社が生産・製造した製品の場合、時価が容易に把握できるという点にある。これが完成品であれば、販売市場があるので売価を客観的に把握することができる(田中弘, 2013, 259頁参照)。

正味売却価額を低価法の時価とする方法に反して次のような問題点も指摘されている。

それは、販売市場のない棚卸資産の場合である。販売市場のない棚卸資産については、正味売却価額を求めることが難しい。

例えば仕掛品や原材料のようなケースや、製品のパーツなど購入部品(買入部品ともいう)などの場合は、正味売却価額を求めることが困難である上に、こうした資産の売価自体が無意味である。

同様の趣旨のことは、番場教授も次のように指摘している。

「特定の原材料を使って決まった製品を作る場合のように、製品が特定されていればよいが、

同一種原材料から種々の製品が作られるという場合には評価時において手持原材料からいかなる製品がいくら作られるかを正確に見積ることは不可能である。ここに難点がある。」(番場嘉一郎, 1963, 904 頁)

第2節 再調達原価

棚卸資産会計基準では、再調達原価を次のように説明している。

再調達原価とは、「購買市場と売却市場が区別される場合における購買市場の時価に、購入に付随する費用を加算したものをいう。」(棚卸資産会計基準第6項)

再調達原価は、期末に同一の棚卸資産を仕入れ直したら(製造し直したら)いくらになるか、という仮定計算の時価をいう。この場合、通常の仕入れ量、いつもの仕入れ先・仕入れ条件等で仕入れる(製造する)ことが前提とされる(田中弘, 2007, 326 頁参照)。

低価法において、再調達原価を時価とする根拠は、次の4点が考えられる。

①低価法は棚卸資産原価を、残存原価と評価損とに分けることによって、効用が残存する部分を次期に繰り越す。効用を測定するには、売価ではなく仕入れ市場価額を参照するのが正しい。

②棚卸資産を期末の再調達原価で評価するという事は、次期の期首に仕入れたのと同じことになるので、次期の損益計算を乱さない。

③再調達原価は資産の効用のうち、期末において残存している部分をいうので、期末の資産評価として正しい。

④再調達原価を期末の評価額とすれば、次期の期首に仕入れた事と同じことになるので次期に正常な利益が計上される(田中弘, 2007, 326 頁参照)。

再調達原価の長所とは、再調達原価は、「仕入れ直したらいくら」「作り直したらいくら」という時価であるから、仕入れ市場がある物の場合は、容易に時価を知ることができる(田中弘, 2013, 261 頁参照)。

また、正常利益の確保という観点から、将来の売価が再調達原価と同じ方向に動く場合において、再調達原価を時価とすることで、将来の売価を予想して評価損を計上するのと同じことになり、次期において正常額の利益が計算されるようになる(田中弘, 2007, 329 頁参照)。

ただし、一般に製造業における原材料は、再調達原価の方が把握しやすいと考えられるために、棚卸資産会計基準では、「正味売却価額が再調達原価に歩調を合わせて動く想定されるときには、継続して適用することを条件に、正味売却価額の代理数値として再調達原価によることができる」(棚卸資産会計基準第10項)ものとしている。

一方短所としては次の3つが指摘されている。

①仕入れ市場がない物品の場合には、時価を容易に把握できない。

②次期の販売時点における売価が再調達原価を下回る場合、次期に販売損失が計上され、当期の原価切り下げが不足であったことになる。

③逆に、売価が販売時点まで変わらなくても、仕入価格が下落すれば、次期に想定外の大きな利益が計上される。この場合、当期に計上した損失が、次期の利益を押し上げることになる（田中弘，2013，265頁参照）。

再調達原価を低価法上の時価とすることについて、武田教授は概要を次のように批判している。

市場価格の下落による損失の計上は、再調達原価によって測定されるべきでなく、売却による収益で回収されないと見込まれた時に、その原価の有用性が喪失したとみなされ、損失が認識されるべきであり、「再調達原価を原価の有効な回収可能な残留部分の測定尺度として採用されることは正当とはいえない。」（武田隆一，1987，74頁）

第3節 正味売却価額マイナス正常利益

本節では「正味売却価額マイナス正常利益」について検討する。

「正味売却価額マイナス正常利益」とは、例えば、期中に200円で商品を仕入れ、それが期末までに150円に売価が下落したとする。この商品を期末に150円で低価評価すると、次期に150円で販売しても損失は計上されない。しかし、これでは、次期にこの商品を販売しても収益が損益計算書に表れてこない。正常利益を確保するためには、前期末にこの商品を130円（正常利益20円とした場合）として評価する必要がある。こうすることによって、150円で販売しても、正常利益が20円確保される。これが低価法上の時価として「正味売却価額マイナス正常利益」をとる理由である。

このように時価として「正味売却価額マイナス正常利益」をとるのは「次期における販売努力の成果を利益として計上すること」がねらいなのである（田中弘，2007，333頁参照）。

正味売却価額マイナス正常利益を肯定する主張として、関口重之教授は次のように述べている。

「利益を生むことが期待されなければ有用ではなく、究極の処分において利益を報告することができるような方法でその有用性を測定すべきであるとなす。」（関口重之，1957，22頁）

一方、否定の意見として武田教授は、正味売却価額マイナス正常利益は、将来の会計期間の正常利益を実現するために、当期に損失を負担させる結果になる。これは、ある会計期間の利益を他の会計期間の利益に振り替え、次期以降の期間の正常利益を確保することを意味する。よって、「各会計期間の期間利益を適正に測定する目的をもつ今日の企業会計からは、好ましいものとはいえないのである。」（武田，1987，74頁）と述べている。

また、番場教授は、正味実現可能価額マイナス正常利益を時価とする低価主義は、「建前として販売時に利益をもたらすべき評価をすることになるので、回収不能原価の吸収とか、予想損失の切捨という考え方からすると、妥当でなく、正味実現可能価額を基本とすべきであるという批判ができる。」（番場嘉一郎，1963，916頁）と述べている。

以上が、棚卸資産の低価法における時価概念の1つである「正味売却価額マイナス正常利益」という時価である。

第4章 結論

第1節 「収益性の低下」と時価概念

第3章では、低価法における3つの時価概念を検討した。

棚卸資産会計基準では、棚卸資産について「収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、品質低下や陳腐化が生じた場合に限らず、帳簿価額を切り下げることが考えられる。」(棚卸資産会計基準第36項)として簿価の切り下げの根拠を「収益性の低下」としている。

棚卸資産会計基準によると、資産の会計処理は、基本的に投資の性質に対して定められているという。つまり、これを敷衍して述べると、固定資産への投資は減価償却によって回収し、棚卸資産への投資は先入先出法、平均法などの原価配分が行われる。「収益性の低下」の有無に関しても、投資の回収形態に応じて判断することが考えられる。通常、棚卸資産は、販売によって資金の回収を図る点に特徴があるので、この投資を回収する形態の特徴を踏まえると、「評価時点における資金回収額を示す棚卸資産の正味売却価額が、その帳簿価額を下回っているときは、収益性が低下していると考え、帳簿価額の切下げを行うことが適当である。」(棚卸資産会計基準第37項)とされる。

ここで、棚卸資産会計基準において簿価の切り下げ額の根拠とされている「収益性」は本来「利益の獲得能力」を意味するものであるが、棚卸資産会計基準では、低価法上の時価について正味売却価額が適用されている(角ヶ谷, 2006, 39頁参照)。

基準では、「収益性の低下」「回収可能性」さらには「有用性」(第36項)という概念を用いて低価法とそこで適用する時価を説明しているが、角ヶ谷典幸教授は次のように批判している。

「内容を異にするはずの『有用性』『回収可能性』および『収益性の低下』が混在しており、これではいかなる損益計算を志向しようとしているのか全くわからない。」(角ヶ谷典幸, 2006, 39頁)

低価法上の時価を、正味売却価額とする考え方によれば、棚卸資産を通常の営業過程で販売することにより正味いくらの資金が得られるか、つまり、「回収可能額」を時価とみる。

正味実現可能価額を支持する立場は、その棚卸資産を処分することによって正味いくらが回収されるかを問題にするのである(中村忠, 1997, 163頁参照)。

よって、正味売却価額を低価法上の時価とすると、理論上は、損益計算書に収益(もうけ)は表れない。つまり、次期に100円で売れると思って、当期末に100円で評価し、それを100円で販売したところでそこから利益(もうけ)は出ないということである。

ここで、棚卸資産会計基準のように「収益性の低下」を根拠にするのであれば、「米国基準の

ように再調達原価を用いて、それが回復する水準まで帳簿価額を切下げるのが一貫した会計処理である。」(角ヶ谷典幸, 2006, 39頁)とする方が理論的であると考えられる。

しかし、上で検討したように、再調達原価は「収益力」・「投下資本の回収計算」では説明がつかない時価概念である。

以上のように、棚卸資産会計基準では「正味売却価額」が低価法上の時価のものさしとして使われているが、簿価の切り下げの根拠として用いられている「収益性の低下」からは、この時価をうまく説明することができない。

棚卸資産会計基準で採用されている「収益性の低下」(収益力)を時価の選択基準として使うのであれば、次期に100円で販売が期待できる商品ならば、当期末に80円で評価し、次期に販売した時に20円の利益が計上できる時価をとるべきである。つまり、簿価の切り下げの根拠として「収益性の低下」を用いるのであれば「正味売却価額マイナス正常利益」という時価が妥当ではないかと考えられる。

本節の検討から得られる結論を述べれば、「収益性の低下」をもって低価法上の時価選択の基準とするのであれば、角ヶ谷准教授の言うように再調達原価をもって時価とすべきであるが、再調達原価を時価としたのでは投下資本の回収計算という目的に合致しない。

また、「収益性の低下」を根拠とするのであれば「正味売却価額マイナス正常利益」という時価が適合するというものであった。この時価概念が期間損益計算という現代会計の目的に照らし適切であるかどうか、節を変えてこの問題を検討する。

第2節 期間損益計算の目的と低価法上の時価

前節で論証してきたように、棚卸資産会計基準では、「収益性の低下」を測るものさしとして「正味売却価額」が使用されている。

ここで基準が想定している低価法の目的は、

- ①投下資本の回収
- ②次期の収益の確保

この2つのうち、はたしてどちらなのだろうか。

これを、現代会計の目的である「期間損益計算」と照らし合わせてみると、①の投下資本の回収であろう。期間損益計算には「次期の収益の確保」という目的はない。

ここで、「投下資本の回収」というのであれば、棚卸資産の低価法上の時価として、「正味売却価額」をとることが妥当であると考えられる。所有している資産の時価とは、あくまでも売れる価格つまり売価であるからである。

以上の論証の結果、棚卸資産会計基準に記されている「収益性の低下」とは、「収益性」という言葉が使われているにしろ、その意味は「正味売却価額」が時価として使われていることから「投下資本の回収」を意味していると考えられる。

ただし、棚卸資産に低価法を適用する時、仕掛品などのように一部の棚卸資産について売価を求めることが難しいこともある。このような場合に、売価のサロゲート（代替値）として再調達原価が使われることがある（田中弘，2002，92頁参照）。しかし、こうした議論は、あまり実りあるものではない。

なぜかという、低価法上の時価の適用で問題となるのは、いかなる時価をとるかではなく、いかなる時価を知りうるかだからである。

同様の論旨について番場教授も、「要するに原価・再調達原価比較の低価主義か、原価・正味実現可能価額比較の低価主義かは、業種のいかに、棚卸資産の性格・種類等に応じて使い分けるべきである。」（番場嘉一郎，1963，915頁）と述べている。

また、武田教授は、理論的には低価法上の時価を正味売却価額とすることが基本的には正しいものであるとしている。しかし、「企業会計の実践では、企業の所有する棚卸資産の種類・性質ないし価格変動等の事情を勘案して、適当な時価を選択して低価法を適用しなければならない。」（武田隆一，1997，75頁）と述べている。

第3節 本稿の総括

棚卸資産会計の役割は、棚卸資産の期末の評価が「資産評価」と考えるのか、あるいは、「原価配分」と考えるのかによって変わる。本稿は、現代の会計の役割が、「期間損益計算」であるという立場から、棚卸資産の期末評価を「資産原価の期間配分」という解釈に立脚している。

ここで、期末評価とは、①数量計算、②金額計算、③棚卸減耗損の把握、④低価法の適用によって行われる。本稿ではこの中で特に、④低価法の本質と時価概念について検討した。

低価法の本質については、①資産評価説、②保守主義説、③原価配分説という3つの解釈がなされてきた。

①資産評価説については、評価損の計上はするものの、評価益（未実現利益）の計上はしないという点で首尾一貫性がなく、現代の会計では排除されるべき解釈である。

また、②保守主義説は、次期への影響を考えた場合において、評価損として計上した価額が回復した場合に次期に過大な利益を生み出すという点で、過度の保守主義になる場合も考えられるため、妥当とはいえない。

③原価配分説では、低価法とは、棚卸資産の価値が下がった場合に、その効用を失った部分を損失とみなし、評価損を計上する方法である。これが本稿の結論である。

次に、低価評価損の処理についてだが、従来は、陳腐化評価損と低価評価損とを分けて表示していたのに対して、棚卸資産会計基準では、両者を区別せずに低価評価損として処理されている。

低価法の本質を、「原価配分説」とした場合にそこで計上される評価損にはどのような性質があるかについては、低価評価損の「原価性の有無」に着目して検討した。「原価性がある」と認

められる評価損については、「売上原価」、また、販売の円滑化などの営業に不可避と認められるものについては「販売費」に計上されるべきであり、「原価性がない」とされるものについては、金額の大小により「営業外費用」（金額が小さい場合）、または、「特別損失」（金額が大きい場合）に計上されるべきであるというのが本稿の結論である。

低価法を検討する上で、期末に計上した評価損を翌期にどう処理するかという問題もある。

棚卸資産会計基準では、切放し法と洗替え法の選択適用を認めているが、低価法の本質を「原価配分」とする場合、効用を失った部分を当期の損失としているわけなので、ここでは選択の余地はなく、「切放し法」のみが整合性をもっていると考える。

低価法における時価概念には、①正味売却価額、②再調達原価、③正味売却価額マイナス正常利益と3つの概念がある。

棚卸資産会計基準では、帳簿価額の切り下げについて、「収益性の低下」が根拠として挙げられている。ここで「収益性」とは、本来は「収益力（もうける力）」を示すものである。

よって、基準のいう「収益性」を前提とすれば、低価法上の時価は、次期の経営成績に利益（もうけ）を計上することのできる③正味売却価額マイナス正常利益が妥当であると考えられるが、棚卸資産会計基準では、低価法上の時価として正味売却価額が用いられている。

棚卸資産会計基準が、低価法の強制適用（簿価の切り下げ）を「収益力の低下」として捉えているのか、それとも、「投下資本の回収」と捉えているのか、基準では明らかにされていない。現代会計の役割である「期間損益計算」の目的から考えると資産の原価配分とは投下資本の回収を目的としていることは明らかである。

よって、会計においては「次期において回収が可能な額」つまり「正味売却価額」が時価として使用されるべきである。

つまり、棚卸資産会計基準において用いられている低価法上の時価の「正味売却価額」は、現代会計の役割である「期間損益計算」と整合性がとれているものと考えられるが、「収益性の低下」という概念から説明できるものではない。

また、再調達原価は、正味売却価額（販売市場の価額）が分からないものについて、例外的に使用されるものと考えられるべきである。

参考文献

- 秋葉賢一（2006）『『棚卸資産の評価原則に関する会計基準（案）』について』『企業会計』（2006年7月）
- 新井益太郎（1958）「二つの棚卸資産評価損」『産業経理』（1958年12月）
- 飯野利夫（1954）「低価主義による評価損の性格」『会計』（1954年8月）
- 井上良二（1996a）「原価主義会計と低価基準—醍醐聡教授の批判に答えて—」（1996年2月）
- 井上良二（1996b）「低価基準における時価の意味」『会計』（1996年12月）
- 岡部利良（1959）「動態論と低価主義」『産業経理』（1959年11月）

- 片山智二 (2006) 『『棚卸資産の評価に関する会計基準』について』『JICPA ジャーナル』(2006年9月)
- 企業会計審議会 (1962) 連続意見書4「棚卸資産評価について」
- 企業会計基準委員会 (2006) 企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」
- 企業会計基準委員会 (2009) 『企業会計基準 完全詳解』税務経理協会
- 木村重義 (1954a) 「棚卸資産の有用な原価」『会計』(1954年7月)
- 木村重義 (1954b) 「棚卸資産評価損の表示について」『企業会計』(1954年10月)
- 黒澤清 (1993) 『会計学の基礎 (改訂新版)』千倉書房
- 古賀智敏 (2006) 「棚卸資産会計と金融商品会計の比較検討」『企業会計』(2006年11月)
- 新日本有限責任監査法人 (2009) 『完全比較 国際会計基準と日本基準』雄松堂出版
- 鈴木一水 (2006) 「棚卸資産と税務会計」『企業会計』(2006年11月)
- 関口重之 (1956) 「低価主義における時価概念」『青山経済論集』(1956年9月)
- 関口重之 (1957) 「低価主義の浄化」『産業経理』(1957年9月)
- 関口重之 (1958) 「低価主義の問題点」『産業経理』(1958年10月)
- 醍醐聰 (1995) 「原価配分で低価基準を合理化できるか」『会計』(1995年12月)
- 武田隆一 (1987) 「低価法と低価強制適用による評価損—棚卸資産原価配分との関連において—」『大阪大学商学論集』(1987年5月)
- 高瀬央 (2006) 「簿価切下げと原価配分の論理—そこにおける低価基準と減損の位置づけ—」『北海道情報大学紀要』(2006年3月)
- 田中弘 (2001) 『会計学の座標軸』税務経理協会
- 田中弘 (2002) 『時価主義を考える (第3版)』中央経済社
- 田中弘 (2004) 『原点復帰の会計学—通説を読み直す (第2版)』税務経理協会
- 田中弘 (2006) 『不思議の国の会計学—アメリカと日本』税務経理協会
- 田中弘 (2013) 『新財務諸表論 (第4版)』税務経理協会
- 角ヶ谷典幸 (2006) 「棚卸資産評価をめぐる諸問題」『企業会計』(2006年11月)
- 中原章吉 (1978) 「棚卸資産評価損の性格」『駒沢大学経済学部研究紀要』(1978年3月)
- 中村忠 (1964) 「会計原則・商法・税法における低価主義」『企業会計』(1964年10月)
- 中村忠 (1983) 「保守的経理と保守主義」『企業会計』(1983年10月)
- 中村忠 (1995) 『現代会計学』白桃書房
- 中村忠 (1997) 『新版財務会計論』国元書房
- 番場嘉一郎 (1963) 『棚卸資産会計』国元書房
- 番場嘉一郎 (1958) 「低価法上の時価について」『ビジネスレビュー』(1958年9月)
- 番場嘉一郎 (1960) 「低価主義は評価原則たりうるか」『企業会計』(1960年12月)
- 番場嘉一郎 (1954) 「未収収益・評価損・前期損益修正の注解」『会計』(1954年8月)
- 長谷川弘之助 (1955) 「低価法による評価損」『産業経理』(1955年7月)
- 不破貞春 (1959) 「低価主義の性格」『産業経理』(1959年11月)
- 諸井勝之助 (1954) 「低価主義の適用に基づく評価損の会計処理について」『会計』(1954年8月)
- 山下勝治 (1961) 「低価主義強制論の批判」『産業経理』(1961年4月)
- 山田康裕 (2009) 「取得原価主義からみた現行会計」『会計』(2009年5月)
- 湯川喜雄 (2006) 『『棚卸資産の評価基準に関する論点の整理』の解説』『企業会計』(2006年1月)
- 渡辺進 (1960) 「低価主義の意義」『企業会計』(1960年12月)